

千葉市では、新婚・子育て世帯の市内転入を応援します！
～三世代同居等支援事業に加え、新たに結婚新生活支援事業を始めます～

千葉市では、新婚・子育て世帯の市内への転入を応援するため、結婚を機に千葉市へ転入する若年世帯向けの補助制度「千葉市結婚新生活支援事業」を新たに開始しますので、お知らせします。

1 趣旨

子育て世帯の市内転入促進策として、平成23年度から実施してきた三世代家族の同居などに必要な費用の一部を助成する「千葉市三世代同居等支援事業」に加え、若年層の定住促進を図るため、結婚を機に千葉市へ転入する新婚世帯に対し、婚姻に伴う居住費及び引越し費用を支援する「千葉市結婚新生活支援事業」を平成30年度から新たに実施する。

2 主な補助要件（※以下の（1）～（5）の要件をすべて満たすことが必要）

- （1）婚姻時に夫婦双方の年齢が34歳以下
- （2）平成29年分の夫婦の合計所得が340万円未満
- （3）平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- （4）夫婦の双方又はいずれかが、婚姻を機に平成30年4月1日以降千葉市外から千葉市内へ転入し、市内に今後2年以上居住する方
- （5）入居対象となる住宅が、新耐震基準に適合し、専有面積30㎡以上

3 助成内容

平成30年4月1日から平成31年2月28日までに支払った住居費と引越費用の合計額
※上限額は1世帯あたり30万円。

4 助成対象費用

- （1）住居費
住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料
- （2）引越費用
引越業者又は運送業者へ支払った費用

5 申請方法

「千葉市結婚新生活支援事業補助金交付申請書」に必要書類を添えて、住宅政策課へ郵送もしくは持参により提出。

<提出先> 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 中央コミュニティセンター3階
千葉市都市局建築部 住宅政策課

6 申請開始日

平成30年7月2日（月）から
※受付予定件数 30件

7 制度周知用チラシ

別添「千葉市では、新婚・子育て世帯の市内転入を応援します！」参照

＜参考＞千葉市三世代同居等支援事業について（既存事業）

平成23年度から、高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、三世代家族の同居などに必要な費用の一部を助成する「千葉市三世代同居等支援事業」を実施している。（担当課は保健福祉局高齢障害部高齢福祉課）

離れて暮らしている三世代の家族が、市内で同居または近隣に居住することなどを条件として、住宅の新築や購入、転居に係る費用等について一定額を上限として支援している。

なお、三世代同居等支援事業を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構と平成29年7月に協定を締結し、一定要件を満たす場合に同機構が提供する長期固定金利の住宅ローン「フラット35子育て支援型」の利用が可能となっている。

（※別添参考「千葉市三世代同居等支援事業のご案内」参照）